

ちくちゃん生活サポート振興券 取扱店舗募集要項

1. 趣 旨

この要項は、物価高騰等の影響を受ける町民の消費を喚起し地域経済の下支えとなることを目的とした物価高騰対策生活・地域支援事業において、筑前町が発行する「ちくちゃん生活サポート振興券」の取扱店舗を募集するために必要な事項について定める。

2. 事業の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 事業の名称 | 物価高騰対策生活・地域支援事業 |
| (2) 券の名称 | ちくちゃん生活サポート振興券（以下「振興券」という。） |
| (3) 発行者 | 筑前町 |
| (4) 発行総額 | 65,300,000円【予定】 |
| (5) 発行数 | 12,100冊（1冊あたり500円券10枚組）【予定】
1,600冊（1冊あたり500円券6枚組） |
| (6) 利用期間 | 令和5年8月1日～令和6年1月31日 |

3. 取扱店舗の応募要件

応募の要件は次の事項を満たす事業者とする。ただし、法令又は公序良俗に反する場合、暴力団等と密接な関係がある場合又は本事業の目的に照らして、町長が不適当と判断する場合は、要件を満たさないものとする。

- (1) 町内にある店舗で営業をしていること。
- (2) 営業に関し、許可、認可又は登録等を受けていること。
- (3) 事業の趣旨を理解し、物品の販売又はサービスの提供を行うこと。
- (4) 町の税又は使用料等を滞納していないこと。

4. 取扱店舗の責務等

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、筑前町が交付する掲示物を使用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 振興券は、受け取る前に問題がないか確認すること。色合いが明らかに違うなど、偽造されたものと判断できる場合は、振興券の受け取りを拒否し、速やかに筑前町に報告すること。
- (3) 振興券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、券裏面所定の場所に取扱店舗名を記入することとし、既に取扱店舗名の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 振興券の換金及び売買は行わないこと。利用期間中における商品の売買及びサービスの提供等に係る取引使用された振興券のみ換金可能とする。
- (5) 取扱店舗が自らの事実上の取引（商品の仕入れ等）に使用してはならない。
- (6) 使用者から受け取った振興券の紛失や盗難による損失は、取扱店舗の責務とする。

5. 振興券の使用対象とならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など）
- (2) 有価証券、百貨店等の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等
- (5) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 振興券の交換又は売買
- (9) その他この事業の趣旨にそぐわないもの

6. 振興券の取扱いにおける注意事項

- (1) 取扱店舗において利用期間内に限り利用可能とする。
- (3) 振興券利用時に釣銭を出さない。
- (4) 振興券の盗難・紛失、滅失または偽造・模造に対し、町は責を負わない。

7. 取扱店舗の登録申請

(1) 申請の方法

①書面申請

取扱店舗登録申請書に所定の事項を記入し、申請先へ持参、郵送、FAX 又はメールにて提出する。申請書は、町ホームページからダウンロードできるほか、筑前町役場総務課で配布する。

②電子申請

電子申請サービス（町ホームページからのリンク又は右の QR コード）の取扱店舗登録申請画面から、所定の事項を入力し申請を行う。

スマートフォン用 QR コード



(2) 申請書提出先 末尾記載の【問合せ先】を参照

(3) 申請期間の目安 令和 5 年 7 月 10 日（※以降も随時受付）

上記期間中に申請のあった店舗は、「取扱店舗一覧」に掲載し振興券に同封し住民に発送する。7 月 10 日以降の申請については、町ホームページに掲載し周知する。

(4) 申請後の審査・登録

申請のあった事業者について、本事業の趣旨及び応募資格等の審査を行い、取扱店舗の登録を行う。登録した取扱店舗は、取扱店舗一覧、町ホームページに掲載する。

(5) その他

- ①町内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請を行うものとする。
- ②申請を行う際は、本要項を熟読し、遵守すること。
- ③登録の要件を審査する際に、町が保有・管理する税や料金等の収納状況及びその他の情報について照会・調査することに同意の上で登録申請を行うこと。同意のない場合は、審査できず登録ができないことがある。

8. 取扱店舗の取消等

取扱店舗の登録を受けた事業者が、物価高騰対策生活・地域支援事業実施要綱及びこの要項に違反する行為が認められた場合、町長は取扱店舗の登録を取り消すことができるものとする。この場合、振興券の換金はできないものとし、違反により町に損害が発生した際に、町は損害賠償相当額を請求することができるものとする。

9. 振興券の換金

(1) 換金の方法

取扱店舗は、換金請求書に利用済振興券を添えて、町長に請求をするものとする。

町長は請求内容と利用済振興券の枚数を確認し、請求が適正と認めるときは、事業者の指定する口座へ振り込むものとする。

- (2) 請求は、毎月末締めとし翌月の10日までに請求書を提出するものとする。
- (3) 最終の請求は、令和6年2月29日を期限とし、同日以降の請求は受け付けない。

【問合せ先】

〒838-0298

朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

筑前町役場 総務課 行政政策係

担当：松澤

TEL：0946-42-3111 FAX：0946-42-2011

E-mail：soumu1@town.chikuzen.fukuoka.jp